

防研企第 956号
令和4年10月27日

各 部 長
戦史研究センター長 殿
各 特 別 研 究 官

防衛研究所長
(公印省略)

防衛研究所における研究活動に係る行動規範について（通達）

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

記

防衛研究所は、防衛省のシンクタンクであるとともに、我が国唯一の国立の安全保障に関する学術研究機関であり、我が国の安全保障に関する知的基盤の中核として、質の高い研究成果等を国民や政策立案部門に提供することが期待されている。防衛研究所がこのような期待に応え、学術研究機関としての信頼性、公正性を確保するためには、防衛研究所職員（以下、職員）が、研究活動に際して、良心に従った判断の下に、自らの専門知識と研究能力の向上に努め、また、社会的責務を自覚する必要がある。このため、研究活動に係る行動規範を定める。

1 職員の責務

職員は、研究活動に際して、常に自らの研究能力の向上と研究活動の深化に努める。また、政策支援、情報発信等の任務を果たすとともに、研究活動の社会的影響に配慮し、科学コミュニティの一員として研究活動の自発性を堅持する。

2 研究倫理の遵守

職員は、研究活動に際して、捏造、改ざん及び盗用はもとより、二重投稿（他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿することをいう。）、不適切なオーサーシップ（論文著作者が適正に公表されないことをいう。）等の研究倫理にも

とる行為を行ってはならない。また、透明性を重視し、説明責任を全うするとともに、研究成果の客観性及び検証可能性を担保するために研究資料を適切に保存する。

科学的真理の追求と同等に、研究への協力者の人格及び人権を尊重し、その福利に配慮する。

なお、研究の質を確保し、科学コミュニティ及び政策立案部門の防衛研究所に対する信頼を確保するとの観点から、研究倫理は、学術研究、政策支援等の領域を問わず、さらに、防衛研究所・防衛省の内外いずれにおいても遵守すべきであることに留意する。

3 法令の遵守・研究費の適正使用

職員は、研究活動及びその支援に際して、法令・規則を遵守する。研究費については、防衛研究所の予算によるもの、外部機関から配分される研究費のいずれも公的な性格を有していることを認識し、所定の手続に従って適正に使用する。不正使用及び目的外使用を行い、又はこれを看過してはならない。